

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-27

日本文学誌要 16巻 : 法政大学国文学会会則

(出版者 / Publisher)

法政大学国文学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

日本文学誌要

(巻 / Volume)

16

(開始ページ / Start Page)

119

(終了ページ / End Page)

119

(発行年 / Year)

1966-11-26

法政大学国文学会会則

一九六六年總會改正

第一章 名 称

第一条 本会は法政大学国文学会と称する。

第二章 目的および事業

第二条 本会は法政大学における日本文学研究の伝統を継承し、科学的創造的日本文学研究を推進することを目的とし、あわせて会員相互の親睦をはかる。

第三条 本会は前条の目的を達成するため左の事業を行う。

- (一) 研究会、講演会、親睦会の開催。
- (二) 機関誌その他の発行。
- (三) 他の学会、研究団体との成果の交換。
- (四) その他右の目的にそふ事業。

第三章 会 員

第四条 本会は左の会員によって構成される

- (一) 法政大学文学部日本文学科の現教員、および前専任教員。
- (二) 法政大学文学部一部日本文学科在学生および卒業生（旧制をも含む）。
- (三) 法政大学大学院人文科学研究科日本文学専攻在学生および卒業生。
- (四) 法政大学文学部二部日本文学科在学生および卒業生、法政大学通信教育部文学部日本文学科在学生および卒業生で、入会を希望するもの。
- (五) その他評議員会において推せんされたもの。

第四章 役員および機関ならびに会議

第五条 本会に左の役員をおく。

- (一) 会長 一名 会長は会を代表し、評議員会および委員会を主宰する。
- (二) 評議員 若干名 評議員は会長の諮問に応じ会務の重要事務を審議する。
- (三) 委員 若干名 委員は会務の企画、立案、執行にあたる。

(四) 常任委員 若干名 常任委員は日常の会務処理にあたる。

(五) 会計監査委員 二名

第六条 会長は日本文学科主任教授がこれにあたる。評議員は日本文学科専任教員がこれにあたる。委員および会計監査委員は總會において選出する。

常任委員は委員が互選する。

会長を除く役員の任期は一年とし、重任をさまたげない。

第七条 總會は本会の最高議決機関であり、毎年一回開催する。ただし評議員会または委員会の要請がある場合には臨時總會を開かねばならない。

評議員会、委員会は必要に応じて開く。ただし構成員の過半数の要請がある場合には会長は評議員会または委員会を開かねばならない。

常任委員会は月一回以上開く。

第五章 会 計

第八条 本会の会費は年額五百円とし、入会金を千円とする。

第九条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。